

平成 25 年 12 月 2 日

各 位

株式会社北陸銀行

電子記録債権（でんさい）の債権流動化取扱開始について

株式会社北陸銀行（頭取 庵 栄伸）は、平成 25 年 2 月より〈ほくぎん〉電子債権サービスの業務を開始し、企業の電子記録債権（以下、「でんさい」といいます。）による資金決済手段の多様化をサポートしております。

企業でのでんさい活用も進む中、お客さまのオフバランスニーズ等、多様化する資金調達ニーズにお応えするため、平成 25 年 12 月 2 日より「でんさい」の「債権流動化」の取扱いを開始いたしましたので、お知らせいたします。

記

<商品概要>

債権流動化の取引内容	お客さまが保有する「でんさい」を当行が指定する S P C がノンリコースで買取します
ご利用いただける方	〈ほくぎん〉電子債権サービスにて「でんさいの受取」をご利用されるお客さま
買取対象債権	大企業、優良企業等の債権が中心

※ 次頁に本件に関する用語の説明およびスキーム概要を記載しております。
また、詳細は北陸銀行各店へお問い合わせください。

※ なお、本件のご利用にあたっては、あらかじめ当行所定の審査が必要になりますので、ご了承ください。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>
北陸銀行金融サービス室
電話：076-423-7502

「でんさい」の流動化について

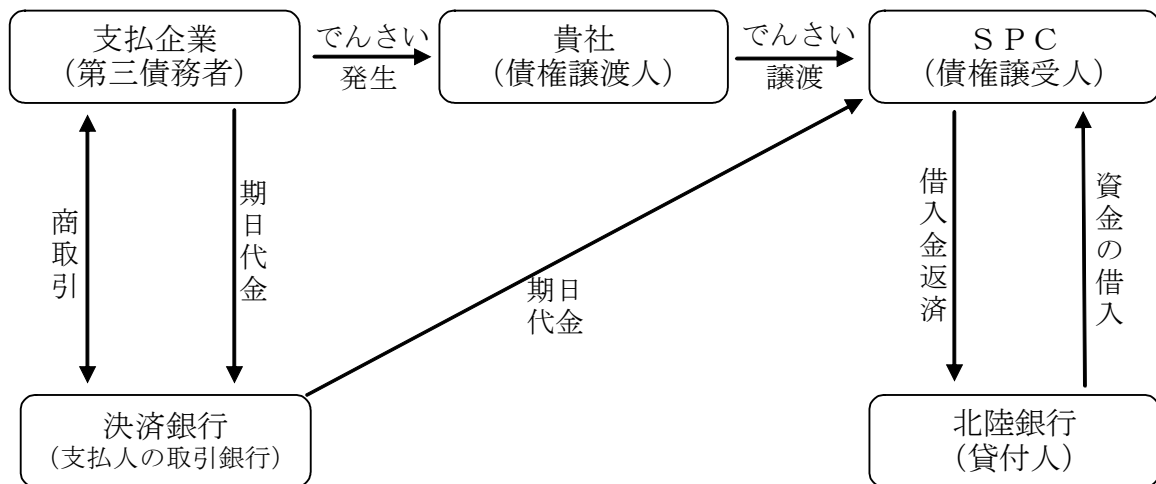
【用語】

電子記録債権	手形、振込に代わる新しい決済手段です。
でんさい	一般社団法人全国銀行協会が設立した「株式会社電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）」が取り扱う電子記録債権のことをいいます。
債権流動化	お客様が保有する債権（手形、売掛金、でんさい等）を決済期日等が到来する前にSPC等に譲渡し、資金調達を行う取引です。
SPC	資産（債権、不動産等）を取得し、それを裏付けとして資金調達を行うために設立される特別目的会社です。
ノンリコース	譲渡した債権の期日代金が回収不能となった場合でも、譲渡人に対し、債権の買戻請求等の遡及権は発生しません。

○「でんさい」流動化によるお客さまのメリット

<メリット>	<内容>
資金調達手段の多様化	従来の銀行借入、社債発行、増資などの資金調達手段とは異なる資金調達方法であり、資金調達手段の多様化につながります。
バランスシートのスリム化 (財務内容の改善)	調達資金で有利子負債や買掛金等の負債勘定を圧縮することで、バランスシートのスリム化が図れます。自己資本比率等各種財務比率の改善にも寄与します。
低コストでの資金調達の可能性	債権の高い信用力を背景にして、低コストでの資金調達が可能になる場合があります。

○「でんさい」流動化のしくみについて



<「でんさい」買取時>

- ・ SPC（特別目的会社）が貴社（債権譲渡人）より「でんさい」を買い取ります。
- ・ SPCは買取代金相当額を北陸銀行からの借入により調達し、貴社に支払います。

<「でんさい」支払期日>

- ・ SPCは「でんさい」の期日代金の回収金により、北陸銀行からの借入金を返済します。